

大阪ヒートアイランド対策技術コンソーシアム  
ヒートアイランド対策技術認証制度ロゴマーク使用要領

制定 平成 23 年 10 月 1 日

改正 令和 元年 11 月 19 日

(趣旨)

第1 この要領は、「ヒートアイランド対策技術認証制度実施要綱」(以下「実施要綱」という。)第7章及び「技術評価実施要領」(以下「実施要領」という。)第19条の規定に基づき、「大阪ヒートアイランド対策技術コンソーシアム」(以下「大阪HITEC」という。)が実施要領第5条に定める認証基準に適合すると認められた技術に係るロゴマークの使用に関し、必要な事項を定める。

(ロゴマークのデザイン等)

第2 第1の表示デザインは別紙のとおりとする。

(ロゴマークの使用制限)

第3 ロゴマークは、大阪HITECのほか、実施要領に基づき認証を受けた者以外は使用することができない。

(ロゴマークの使用)

第4 第3に掲げる者は、認証された技術に限り、本体、包装、認証技術・製品を紹介する印刷物、ウェブサイト等にロゴマークを使用することができる。ただし、大阪HITECが交付したロゴマークのデザイン、認証番号を加工してはならない。

(苦情の処理)

第5 ロゴマークを使用したものは、その使用に関して消費者等から苦情があった場合には、責任をもってその処理にあたらなければならない。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、大阪HITECが定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年11月19日から施行する。

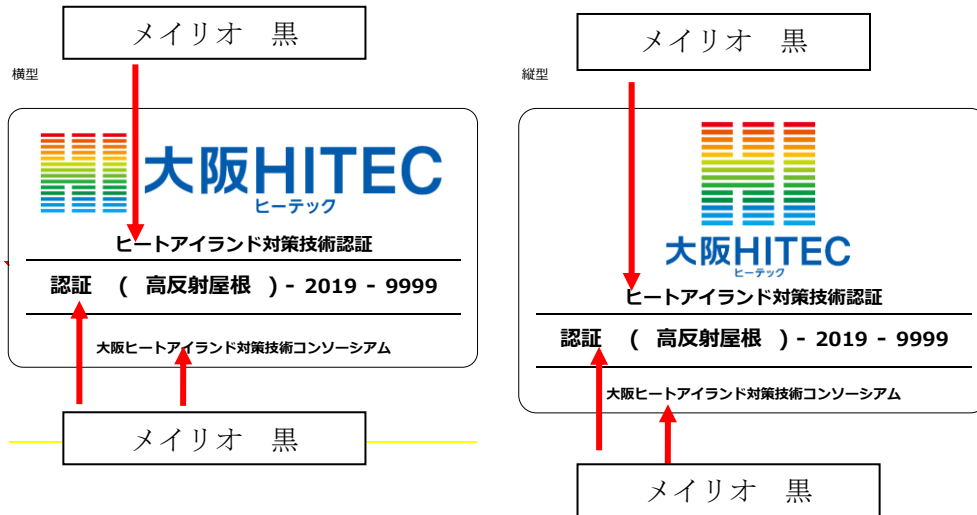
(経過措置)

2 改正前のロゴマークは、当分の間、使用することができる。

別紙（第2 ロゴマークのデザイン等関係）

■大阪HITEC認証ロゴマーク（認証基準及び準認証基準適合）

※「認証基準」又は「準認証基準」の適合区別は、番号の付与方法による。



認証(●●●●●)-2019-0001

①                      ②                      ③                      ④

| ①認証区分  | ②認証技術名  | ③認証年度       | ④連番                         |
|--|---|-------------|-----------------------------|
| ○認証基準に適合の場合<br>は「認証」<br>○準基準に適合の場合は<br>「準認証」 | 高反射塗装<br>高反射屋根<br>高反射防水<br>保水性舗装<br>高反射舗装<br>外断熱（屋根）<br>外断熱（外壁）<br>再帰性外壁<br>再帰性フィルム | 認証書交付<br>年度 | 認証又は準認証の<br>区分ごと連番を付<br>与する |

(参考) 改正前 大阪HITEC 認証ロゴマーク

■大阪HITEC認証ロゴマーク (認証基準及び準認証基準適合)

※「認証基準」又は「準認証基準」の適合区別は、番号の付与方法による。

